

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	北陸通信ネットワーク株式会社
意見項目	意見内容
はじめに	<p>このたびは、「光の道」構想に関する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことに関しましてお礼申し上げます。</p> <p>弊社は、北陸地域において NTT 西日本との激しい競争を繰り広げながら 17 年余り光通信事業を営んできました。一方、現在の日本において世界最先端の情報通信環境が整備できているのも、弊社を含む地域系通信事業者や CATV 事業者などアクセス網を持つ事業者が、個人向けサービス分野や法人向けサービス分野において NTT 東日本・西日本との間で設備競争・サービス競争を行ってきた成果であると自負しております。この状況のなか、これまで光アクセス網整備に尽力してきた一事業者として、今後も「光の道」の整備に最大限努力していきたいと考えております。</p> <p>さて、去る 4 月 20 日の「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」において、「光の道構想」に関する事業者ヒアリングが開催されております。そこで述べられた意見の中には、アクセス網を構築する弊社として疑問を感じてしまう内容のものがいくつかありました。もし、そのような意見を元に政策が立案されてしまいますと、明るいはずの「光の道構想」に暗い影を落とすことになりかねません。</p> <p>また、「光の道構想」実現に向けた方策の議論において、「光の道」実現には直接的に関係のない NTT 組織問題がクローズアップされ、本来議論すべきインフラ問題が置き去りにされているように伺えます。</p> <p>そこで、これまで光アクセス網を構築してきた実績のある事業者の立場として、改めて以下のとおり意見を提出させていただきます。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>超高速ブロードバンド基盤の約 10%の未整備エリアは、過疎、離島、中山間地域などの条件不利地域です。民間事業者にとってこのような地域は不採算地域であり、民間事業者だけの力でもって基盤整備を行うのは困難であると考えます。</p> <p>一方、技術面においては、今後展開予定の LTE 等次世代無線技術や展開済みの DOCSIS3.0 準拠の CATV の回線は、FTTH に匹敵する通信速度を保有するため、FTTH 以外のこれらの技術も重要なインフラと考えます。</p> <p>従いまして、条件不利地域への超高速ブロードバンド環境の整備は、前述の無線技術と固定通信技術の特徴を活かし、これらの技術を組み合わせるハイブリッド形態により推進することが</p>

	<p>できると考えます。但し、前述の通り、これを民間努力だけで実現することは大変困難ですので、引き続き公的支援を投入して頂くことが必要と考えますが、この場合の公的支援は最小限に抑える工夫が必要と考えています。その例として次のような方法が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、条件不利地域にアクセスするまでの幹線区間(き線点)までは公的支援を投入し、き線点から条件不利地域内に存在する各家庭までは民間事業者の努力(負担)により整備します。これにより、民間事業者は加入獲得のインセンティブが働くものと思います。 一、光ファイバや携帯基地局などの整備を一体的に行うことで二重構築を防ぎます。例えば、過去の補助事業であった「ブロードバンド・ゼロ地域解消事業」と「無線システム普及支援事業」を組み合わせるパターンです。この場合において、地方自治体の意見を反映させた事業者選定を行うことで、効率的なインフラ整備が可能であると考えます。 一、地域事情に応じて、公的支援のオプションを用意します。例えば、IRUに基づく公共設備の利活用と合わせて、需要を踏まえた民間主導のインフラ整備を推進することが考えられます。 <p>なお、北陸地域では、既に公正競争環境の下、民間事業者は自治体からの公的支援を受け、ブロードバンド未整備エリアの解消を実現しているところです。</p>
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>市場のコンテンツを利用するための通信環境として、ADSLレベルで十分と感じている人が世の中には多数存在します。また、現在の世帯 ARPU は FTTH より携帯電話が高いにも関わらず、普及率は FTTH より携帯電話が圧倒的に高いのが実状です。このことから分かるように、普及率の向上には料金水準が重要ではなく、超高速ブロードバンド環境に見合うコンテンツの必要性を高めることが重要と考えます。従いまして、国、自治体及び民間が一体となり利活用を促進することで普及率 100%により早く近づくと考えます。現状の普及率 30%に対して、利活用を促進する新たなサービスや付加価値を提供するなど事業者の民間努力により引き上げるための対策を講じると共に、公的支援をそこに投入して頂くことを考えております。利活用促進の具体的な対象分野として、「行政分野」、「医療・福祉分野」、「教育分野」が考えられます。例えば、交通情報や災害情報の映像提供、レントゲン映像等を見ながらの遠隔地での診察、電子教科書や講義のネット配信などが考えられます。</p> <p>次に、NTT 組織形態のあり方ですが、NTT は公社時代の企業イメージや強大な資金力から、圧倒的に優位な立場にあると考えています。また、移動体通信市場及び加入電話市場で、顧客基盤や市場支配力を梃子として困り込みの動きが見受けられます。このようなドミナント事業者の連携強化は、電気通信市場に多大な影響を及ぼすことが容易に考えられます。従いまして、</p>

	<p>NTT の経営形態の論議は「アクセス整備」の観点ではなく、「ドミナント規制」の観点で検討すべきと考えます。</p> <p>これまで、北陸地域で困難が伴う加入者網を提供する事業に対し、リスクを負いながら投資を行い、「設備競争」および「サービス競争」を地道に実施してきた弊社としましては、利用者が多様なアクセス手段から希望のものを選択できる環境にあることが、利用者にとって利便性があり、また、民間事業者の公正な競争環境を築く要因と考えています。今後も引き続き公正な競争環境が整備されることを要望致します。</p>
--	---